**第７回大阪府障がい者差別解消協議会**

**日時　平成31年３月４日（月）**

**午後２時から午後４時まで**

**場所　國民會館住友生命ビル**

**１２階大ホール**

**第７回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時　平成３１年３月４日（月曜日）午後２時から４時００分まで

場所　國民會舘住友生命ビル１２階大ホール

出席委員

大竹　浩司　　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻教授

河﨑　建人　　一般社団法人大阪精神科病院協会会長

倉町　公之　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

塩見　洋介　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

　篠村　安弘　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

柴原　浩嗣　　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

髙橋　あい子　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃 弁護士

坪田　真起子　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

中井　悌治 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢　　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

　前川　たかし 一般社団法人大阪府医師会理事

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会委員

　◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

大阪労働局職業安定部職業対策課長

近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長

市長会代表市　担当課長

町村長会代表町村　担当課長

○事務局　定刻になりましたので、「第７回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。

　委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

　まず、開催にあたりまして、障がい福祉室長より一言、ご挨拶を申し上げます。

○事務局　福祉部障がい福祉室室長でございます。「第７回大阪府障がい者差別解消協議会」の開会にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

　委員の皆さま方には、日頃から大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご支援をいただき、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。また、本日はご多忙の中、本協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

　皆さまもご存じのとおり、昨年（平成３０年）１１月に『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマといたします、２０２５年の国際博覧会、大阪・関西万博（２０２５年日本国際博覧会）の開催が決定いたしました。皆さまには、万博の誘致にあたりましてご支援・ご協力を賜りましたこと、誠にありがたく思いましてこの場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

　万博のテーマにあります、「命輝く」という言葉は、「障がいのある人もない人も一人一人が人として尊重され、その人らしく生きる」、そのことをしっかりと支える社会福祉の実現につながるものと考えております。委員の皆さま方におかれましても、今後とも万博開催に向けたご支援・ご協力を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

　さて、大阪府では、平成２８年４月に障がい者差別解消条例を制定し、この３年間、啓発・相談及び紛争解決の取組みという車の両輪で障がい者差別解消に取り組んでまいりました。今年度、大阪府では、条例附則に規定をいたします条例施行後３年を目途とした見直し検討に向け、条例の運用状況について整理をいたしました。

　後ほどご説明をさせていただきますが、次年度は本解消協（大阪府障がい者差別解消協議会）におきまして、条例運用についてご評価をいただき、課題や対応を整理の上、条例改正が必要かどうかの検討をお願いしたいと考えております。

　委員の皆さま方には忌憚のないご意見を賜り、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

　結びになりますが、委員の皆さま方におかれましては、今後とも本府障がい福祉施策に、その推進にご協力をいただきますよう、改めてお願いを申し上げまして私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、会議の成立についてでございます。本日は、委員数１９名のうち、１８名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

　まず、「次第」、それから「配席表」、「大阪府障がい者差別解消協議会委員名簿」、同じく「専門委員の名簿」、それから、「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（概要版）」ホッチキスで止めている２枚物になります。

　資料１－２としまして、同じく「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）」、分厚い資料となってございます。

　資料１－３、こちらが１２月末までで広域支援相談員が対応した相談事案についてホッチキス止めをした３枚物になります。

　資料２「障がい者差別解消条例の運用状況について」、ホッチキス止めをしたものになります。

　資料３「平成３１年度大阪府障がい者差別解消条例施行状況検討の進め方について」。

　資料４として、「平成３１年度障がい者差別解消総合推進事業（案）について」。

　参考資料としまして、「『心のバリアフリー』を学ぶアニメーション教材について」。

　それから、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会が作られた「障害者の権利条約わかりやすい版」のリーフレットもお配りしております。またご確認いただければと思います。

　資料については以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　続きまして、会議の公開についてです。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則、公開としております。後日、配布資料とともに委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。但し、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いいたします。なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆様を除く皆さま方にご退席いただくこともございますのでご了承くださいませ。

　次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員や手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員等がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行については関川会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長　はい。それでは早速、議事を進めさせていただこうと思います。本日は、ご参集いただきましてありがとうございます。

　本日の議題は、２つでございます。その１つが、「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書」についてでございます。本差別解消協議会は、差別解消法（障害者差別解消法）のもとでの差別解消支援地域協議会の役割を兼ねておりますので、相談事例の共有であったり、紛争解決事例の共有ということがこの地域協議会の役割になっているところでございます。年に１度ということではございますが、今回、このような検証報告書をまとめさせていただき、皆さま方にご説明し、ご意見を頂戴するということも地域協議会の役割と考えています。

　それでは早速ですが、「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書」に関して事務局よりご説明いただこうと思います。

　ただ、見ていただくとおわかりになるとおり非常にボリュームが厚いですから２つに区切って事務局からご説明をいただき、ご意見を頂戴したいと思います。最初は資料１－２の３１ページまでと資料１－３について事務局からご説明をいただこうと思います。よろしくお願いします。

○事務局　それでは、事務局からご説明させていただきます。今年度の取組みの報告書となる「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書」についてご説明させていただきます。

　本日の資料といたしましては、資料１－１として概要版。資料１－２として報告書本文を加えさせていただいております。この取りまとめにあたりましては、合議体において総合的な分析と検証を行っていただきました。また、府内市町村に対する差別解消のための支援や府民及び事業者に対する啓発にも取り組んでまいりました。その成果といたしまして、本日、「差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）」という形でお示しさせていただいております。本日は、概要版を中心に一部、本文をご覧いただきながらご説明をさせていただきます。

　まず、目次についてです。資料１－２の本文に、墨字版では０ページ、点字版では１ページ中段から２ページになります。昨年度同様、大まかな構成としては、「１　広域支援相談員の体制等と相談対応」、「２　合議体における助言・検証の実施」、「３　質的調査」、「４　府内市町村に対する支援の取組み」、「５　啓発」、「６　まとめ」としております。

　それでは、ポイントを中心に説明をするので、資料１－１概要版の１ページをご覧いただきたい。点字資料も１ページになります。この報告書は、大阪府における障がい者差別解消の取組みを検証し、条例附則に規定した「見直し検討」に資することを目的に広域支援相談員の相談状況等を総合的に分析・検証を実施した結果を取りまとめたものになります。

　具体的には、相談事例の対応件数や類型毎の件数など量的な数値について、昨年度と比較できるよう分析しております。

　加えまして、質的調査では、条例に規定した相談体制整備について、市町村・広域支援相談員・合議体の機能と関係に着目し質的調査を実施いたしました。

　次に、（１）広域支援相談員の体制と役割について。点字版では２ページになります。相談員の職務を全うするために、日報作成や定期的なミーティングを実施、また、様々な専門性を有する合議体から助言をもらうしくみとなっておりまして、それによって広域支援相談員の対応力の向上が図られていることを記載しております。

　一方で、法や条例の周知が進むと、相談件数が増加し、それに伴って内容が複雑化・多様化されることが考えられるため、専門性や調整力を身につけるための人材育成が課題であるとともに、市町村への幅広い支援、すなわち、研修や情報交換等のための人材確保も重要であるということも記載しております。

　次に、広域支援相談員の対応実績について。点字資料では３ページになります。ここでは、平成３０年４月から１２月までの統計を報告の上、傾向を分析しております。今年度の相談対応件数及び対応回数は昨年度より増加しております。また、相談対応にあたっては、電話対応だけでなく、現地への訪問や市町村や関係者との話し合いなど、直接赴いて調整を図ることも増えてきております。

　相談内容の類型につきましては、不当な差別的取扱いが昨年度より減少しておりますが、中でも市町村から受理する相談の中で、不当な差別的取扱いと分類されるものが減少しております。一方、不適切な行為については増加しておりまして、法上の差別には至らないような事例についても対応しているものと考えております。

　なお、資料１－３でございますが、相談員の受け付けた相談事例のうち、不当な差別的取扱い１０件と合理的配慮の不提供に関する事例１２件の概要について記載しております。お手元、資料１－３を確認いただけますでしょうか。いくつか抜粋して紹介させていただきます。資料１－３、墨字資料１ページ、点字資料では２ページ以降にかけて。不当な差別的取扱いについては、「１　車いす利用者に対する飲食店利用に関する案件」、「２　障がい者本人ではなくヘルパーに話しかけるという相談」、「３　婚活イベントの参加に関する案件」などが挙げられております。

　次に、合理的配慮の不提供につきましては、墨字版では４ページになります。点字資料では１１ページになります。その中の３番目ですが、「施設での駐車場確保に関する相談」、墨字版、同じく４ページ、点字資料では１２ページ、５番「代筆が認められないと言われた案件」、墨字版が５ページ、点字資料では１３ページ下方になりますが、８番目「車いす利用者が駅員にすぐに対応をしてもらえない」といった案件、点字資料１４ページの下になりますが、９番目。「聴覚障がいのある人がタクシーをFAXで予約したいという要望に関する相談」などが挙げられております。

　次に、資料１－２の６ページ、点字資料では１８ページになります。相談内容の類型のうち、「その他」として分類している内容１１１件につきまして、本日の資料にはないのですが、事例の概要につきまして少しだけ口頭で説明をさせていただきます。「不適切な行為」２０件とありますが、内容といたしましては、サービス提供の拒否、制限、条件付けはなかったが、態度が不適切であったり、丁寧な説明に欠けていたりしたものをこの「不適切な行為」として分類しております。例えば、タクシーやバスの乗車時に面倒くさそうな態度を取られた、他の人がいる前で障がいのことを聞かれたので個別対応して欲しかったなどのことがあります。

　次に、「不快・不満」として３８件ございます。事業者側もできる範囲のことはしたものの、本人が納得をしていない相談もあり、例えば、本人が長時間頻繁に事業者に電話をかけ、事業者側が対応できない状況があるにもかかわらず、それについて「対応してくれない」と立腹されている事例や、障がいを理由とせずに対応を断られていることについてご本人さんが「障がい者差別だ」と訴えている事例などが「不快・不満」です。

　「相談・意見・要望」といたしまして、２２件。割引制度に関することや、事業者に対して「大阪府から指導をして欲しい」というような要望などが出ております。

　「問合せ」２１件として、例えば、「手話通訳を付ける際に利用できる制度は何か」という事業者からの問い合わせであったり、市町村から個別案件に関する判断や対応方法を尋ねられたものが「問合せ」となります。

　なお、これらの分類につきましては、一定の類型に絞ってはいるのですが、相談の内容や経過によっては重複している部分もあるため、実際には、ケースバイケースでさまざまな要素を含んでいることを考慮して対応をしているところでございます。

　次にまた、資料１－１の概要版に戻っていただきたいのですが、墨字版では２ページ、点字版では４ページ上方になります。「合議体における助言・検証の実施」についてご説明させていただきます。大まかに資料１－２の本文で掲載している事例について説明いたします。資料があちらこちらにいって申し訳ないのですが、資料１－２の本文、墨字版では１３ページ、点字版では36ページ。事例の１といたしまして、保育園における発達障がい児への対応について記載しております。保護者より、発達障がいのある子どもに対して、「突然、園長から転園を求められ、そうしないならば退園させると強く言われた」との相談であります。事実確認すると、園長は退園を強制したのではなく、本人の特性を考えると転園したほうがよいと伝えた、との回答で、それ以上の具体的な調査はできなかった。対応にあたっては、当該市の保育所管課や差別解消担当課とも連携を図って対応を進めたものであります。

　点字資料では３８ページの下のほう以降になりますが、この事例に対しまして、合議体では、保護者と園の言い分が食い違っており明確な事実確認ができなかったが、不当な差別的取扱いが疑われること、相談員の対応として「指導型の調整」を行っていくものであり、対応にあたっては、差別解消法第１２条に基づき、指導監督権限のある機関との連携が必要であること、仮にあっせんの申出があった際には、さらなる調査を合議体の権限をもって進めることが考えられること、園の対応として、保護者との話し合いや丁寧な説明が必要であったことなどが意見として挙がっております。

　次に、墨字版では１７ページになります。点字版では４９ページになります。事例２といたしまして、「住宅分野における車いす利用者への対応」についての案件になります。ご本人から相談があり、賃貸住宅について、宅建業者を通じて管理会社に対し入居可能か確認したところ、「入居できない」と言われたとのことであります。広域支援相談員が確認をしたところ、管理会社からは、「バリアフリー対応していないことや家主の意向により入居が難しい旨は伝えたが、入居できないとは言っていない」とのことでありました。ご本人としては、これ以上の調査は求めないが、入居差別について誰がどのような理由で拒否しているのか明らかにして欲しいこと、このような事案があることを会議体で共有してほしいという２点を要望されました。

　墨字版では１８ページ以降、点字資料では５２ページ以降、合議体の意見といたしまして、「住宅分野においては、家主の意向が契約に大きく影響していることから、誰によって入居を拒まれているのかが明確ではないが、入居できない理由が抽象的な場合や、住宅改造をして原状復帰は自費で行うにもかかわらず入居を認めない場合には、正当な理由があるとは言えないのではないか」とした意見がありました。また、事業者側の対応として、宅建業者が家主等にも入居差別をしてはいけないことを啓発することが必要だが、家主の意識改革が根本的に必要、入居差別は繰り返し起こっている問題であるため事例を通して議論をしていく必要があること、また住宅分野に関わる他の課との連携が求められる、というご意見が挙がっております。

　事例３といたしまして、墨字版では２０ページ、点字版では５８ページ下のほうになります。飲食店におけるヘルパーにかかる対応についてです。車いす利用者がヘルパー同伴で飲食店にてバイキングを注文しようとしたところ、店側からはヘルパーにもワンオーダーを求められたものでございます。この事案について、ヘルパーに対しオーダーを求めずに入店できるよう柔軟に対応するという合理的配慮をすべきだったかどうか、事務局から合議体に助言を求めたことになります。点字資料では６０ページ中段からになりますが、合議体のご意見として、「店側にとってはヘルパーか否かにかかわらず、バイキングを頼まない人にはオーダーを頼むということであれば、障がいを理由としているとは言いがたいが、もし本人がルールの変更を求めたのであれば、合理的配慮の不提供として捉えられる可能性がある」といったご意見がありました。また、店側にとっては、「バイキングの性質上、ワンオーダーにとどめたことはむしろ配慮であったかもしれない」ということ、一方で障がい者にとっては、「ヘルパー分を自費で払うことに負担があり、店側の対応に違法性があるとまではいえないが、ヘルパーに費用負担は求めずとも、もし飲食してしまった場合には料金を支払うようにするという合意形成を図るとよいのでは」といった意見が挙がりました。

　次に事例４ですが、墨字版では２２ページ、点字版では６３ページになります。生活上の支援に関する発達障がい者への対応について、支援を事業者から受けていたが、本人の障がい特性に応じた適切な支援を求めるも改善されず、さらに、これ以上の要望を繰り返すならば支援することはできないと言われたといった内容になります。事実確認したところ、事業者としてはすでに謝罪をし、できる限りの改善を図ったが、何を提案しても家族が納得しないため、これ以上要望を繰り返さないという条件で今後の支援を検討する旨を伝えたとのことになります。対応継続中の事案について、合議体に対して助言を求めたものになります。

　点字資料では６５ぺージ以降になります。合議体では、どの行為が差別に当たるのか具体的に示されていないことや、障がい者の要望を十分満たした支援ができないことが差別にあたるとはいえないだろうということ、一方的に支援を打ち切ることは適切ではないものの、差別解消法の枠組みで検討するのは難しいということ、個別ニーズに応じた支援は合理的配慮の提供とは区別されるべきであり、障がいのある人とない人との機会平等を確保するための取扱いが正当化されるかがポイントではないかといったご意見が挙がりました。

　事例５といたしまして、墨字版では２４ページ、点字版では６７ページの中段になります。旅行会社における身体障がい者への対応についてになります。他府県在住の身体障がい者から相談があり、パッケージツアーで座席の確保をお願いしたが「障がい者は面倒」などと言われ、座席の配慮はなされなかった。その後、旅行会社からの謝罪はあったものの、何の説明もないまま、今後の取引を拒否されることとなったとの内容であります。広域支援相談員が確認したところ、窓口の発言は、障がい者だからではなく本人が再三、いろいろな要望をしてきたことを理由にしているということや、パッケージツアーという性質上、座席の確保が難しいこと、また今後の取引を断る経緯は、過去のことも含めてとのことであるということでございましたが、具体的な内容を教えてもらうことはできませんでした。事務局としては、事案のプロセスの中で複雑化した相談について、どのようなアプローチが考えられるのか合議体に助言を求めたものになります。点字資料では７０ページ中段になります。合議体では、窓口の「障がい者は面倒」という発言は差別的だが、今後一切の取引を拒否されたことの理由については事実確認ができず明確でないことから、相談員がこれ以上調整を図るのは困難であると考えられのではないかというご意見がありました。また、もし相談者が不適切な言動を繰り返したことを理由に拒否されたのであれば、合議体において経営判断に係ることについては判断が難しいことから、民事訴訟などの対応も考えられること、座席の確保については過重な負担があったとも考えられないため、どのような方法がとれるのかを検討する必要があること、また本件は他府県に関する事例でありましたが、広域支援相談員がどの範囲まで対応していくことができるのか整理をしていくことが必要というようなご意見がありました。

　事例の６としまして、墨字版では２６ページ、点字版では７３ページになります。公共施設利用時における車いす利用者への対応についてになります。手動車いす利用者より、公共施設ＡとＢのどちらかの利用にあたり、事前に確認をしたところ、Ａ施設のほうが段差が少ないと言われたためＡに行ったが、当日、電動車いすで向かったことにより、重量が重く、段差のところでスタッフが持ち上げられず、結局、利用できなかったという事案になります。その後、Ｂ施設は段差の高低差が小さく、通路幅も広かったのでＢであれば対応可能だったかもしれないことがわかり、「Ｂを案内すべきであったのではないか」といった相談があったものであります。事業者に確認をしたところ、「ご本人が以前にＡを利用したことがあり、また、自宅からも近いこと、ご本人が手動車いすで来られると思い込んでいた」ことなどにより、Ａを案内したということであります。その後、ご本人と話し合いをして改善は図られたとのことだが、この事案が障がい者差別と言えるかどうかについて事務局から合議体に助言を求めたものになります。点字資料では７５ページ中段になります。合議体からは、「車いすを持ち上げて段差を越えることに過重な負担があり、合理的配慮を提供しようとしていた点で、合理的配慮の不提供とまではいえないが、事前調整や話合いが十分ではなかったこと、事業者側においては、障がい者も利用することを見据えて丁寧な対応ができるよう検討をしていくべきである」といったご意見をいただきました。

　これらの合議体でのご意見をふまえて、28ページ「（２）相談事例等の整理と検証」で総括しております。

　資料１－１概要版に戻っていただきまして、墨字版では２ページ目、点字版では５ページ目をご覧いただきたい。合議体での主な意見を踏まえて、「府における整理と検証」としてまとめております。まず、「広域支援相談員の相談対応」につきましては、指導型の調整が必要な際には、指導監督権限のある機関等、さまざまな関係機関と連携を図ること、他府県が関わる事案については、広域自治体として適切に対応していけるよう他府県と連携を図ることを記載しております。

　次に、「相談の分類と整理」として、点字資料では６ページになります。事実確認が明確でない事例についても、不当な差別的取扱いに当たる可能性を鑑みて対応していくこと、合理的配慮について、事業者側もどのように対応すべきか悩むことが考えられるが、合理的配慮の当否の判断を主眼とするのではなく、話し合いの姿勢を培うことができるよう対応していくことを記載しております。

　「合議体によるあっせんの考え方」といたしまして、点字資料７ページになります。合議体は解決策を提示することが第一義的な目的であることを鑑み、不当な差別的取扱いの疑いがある場合には、あっせん可能なものとして対応することや、あっせん案作成における具体的な根拠の集約を想定して事例検証を行うことを記載しております。

　「今後の課題」として、広域支援相談員の調整のあり方や、他機関との連携、障がい者差別に関する考え方が深まってきたことから、今後も継続して合議体での議論を重ねることが大切であり、特に、合理的配慮に関して、個別具体的な事例を通して議論し、考え方の整理が必要であること。「あっせん」につきましては、具体的なスキームの検証や、あっせん案を作成するにあたって想定すべき事項などについて、議論と検証が必要であること。広域支援相談員、合議体、解消協議会の役割や機能、しくみについて課題や今後の取組みを検証することが求められる旨を記載しております。この点につきましては、後述の質的調査のほうでまたご説明をさせていただきます。事務局からは以上になります。

○会長　はい。ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対してご質問、あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○委員　資料１－２のこの分厚い報告書の６ページのところについての質問等です。相談内容の類型で、その他で１１１件になっているということなのですが、その中の３つめですね。「環境の整備」というものが今回、加わったのではないかと思うのですが、これはこのような形で今年から取り出しになったのかということが質問の一つです。

　それから、これはお願いになるのですが、資料１－３で、不当な差別的取扱いと合理的配慮の事例については説明があるのですが、できましたら今後、先ほども少し増えてきたという話もありましたが、不適切な行為とか不快・不満、環境の整備くらいまでは同じように何行か統括する形で、どのような事案があってこれは不当な差別的取扱いとか合理的配慮ではないと判断したのか。先ほど、口頭でいくつか説明をしていただきましたが、できましたらそこまで同じような表形式で記載をお願いしたい。

　もう一つ、感想で言わせてもらうと、この１－３の不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の事例ですが、昨年度は、タクシーの乗車拒否の部分と介助犬のことを知らなかったという事例が結構、たくさんあったのですが、今年はそのようなものが見当たらないということからすると、それはたまたまであるのか、それとも啓発が進んで減ってきたのか、それとも、市町村対応で大阪府には挙がって来なくなったのか、もっと闇に沈むというか、そのようなことになったのか、何故なのだろうかということが素朴な疑問としてありまして、ここではなかなか難しいと思いますが、少しそのような積年のというか、毎年のこのような事例をもとにそのようなことはどこに原因があるのか、などということも考えていくというようなことがどこかでできればよいのではないかと思いました。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。２点めは要望ということで来年度以降、重要な点なのでできれば資料として提出いただくことができればと思います。

　１点めと３点め。特に３点めは少し分析が必要なので、ご用意なければ今後の協議会等でご紹介いただくということで結構ですから、一番目の問題についてお答えいただけませんでしょうか。

○事務局　１つ目の資料６ページの環境の整備が加わったのかというところですが、委員がおっしゃっていたように、今年度から環境の整備ということで新たに入れたものであります。昨年度までは「要望」の中におそらく入っていたと思うのですが、それを今年度からは、「法の趣旨も踏まえて環境の整備という項目を入れたほうがよいのではないか」というところがありまして、今年度「環境の整備」というこの類型を新たに入れさせていただいたものということになります。

○会長　３番めについては何かお考えはありますか。

○事務局　３番めについては、どうしてそのタクシーの件などが挙がって来ないのかということにつきましては、本当にいくつかおっしゃっていただいたように要因があると思います。市町村で適切に対応をしていただいていることも考えられますし、おっしゃっていただいたようにもっと闇に消えているということもあるのかもしれません。そのあたりについてはまた今後の検証ということで考えていきたいと思います。

○会長　はい、ありがとうございます。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。

　特に相談事例につきましては、差別に該当するかどうかに関しても合議体の意見として考えられるいくつかのパターンをご紹介させていただいておりますが、内容についてはいかがでしょうか。

○委員　よろしいでしょうか。

○会長　はい、委員。

○委員　失礼します。２点、感想と要望を言わせていただきたいと思います。１点めは、この相談事例のところを見ておりましても、保育所とかあるいは生活上の支援の事例にしても、やはり、相談者から相談を受けますが、今度、この事業所に問い合わせたときに「いや、そのようなつもりで言ったのではないのだ」とか、「転園を求めたわけではない」というようなこと。それから、「支援を打ち切るというような形で言っているわけではない」とかそのようなところがやはり、行き違いというかそのようなことがあると思います。これは、確認をするときにそのような違いが明らかになるのですが、相談のときに大切にしていきたいことはやはり、相談者は障がいのある方とか社会的に弱い立場にあるということで相談に来られているということがあると思います。だから、その事業者と話し合いをするときにやはり弱い立場にあるのでなかなか言い出すことができないとか、明確に断られているとかそのようなことではないけれども、やはりこれは、障がいがあるからだということで受け入れてもらうことができないのだなというような形で引いてしまうとか、そのような立場の弱さというか、そのようなところ。それがあるから条例でそこを保護してきちんと話し合いができるようにしようという形にしているわけですから、そのような形での相談者の立場というところを重視していく、それを相談の基本にするということが必要ではないかと思います。

　おそらく、保育所でですね、子どもを預かってもらっているという立場もあったりとか、あるいは、生活上の支援のところでも発達障がいなのでもう、いろいろな所でぶつかって、受け入れてもらえないということが今まで何回もあるというところがそのような立場でいろいろとやられているところ。そのような立場をやはり、支援していくというようなことが必要だと思います。

　中立な立場で、という形で相談は対応していくのですが、その中立の中に本当にその相談者の弱い立場にあるというところを汲んでやっていく必要があるのではないかと思います。

　この事例などはやはり、そのようなところ、検証報告書でどのように書けばよいかというところまでは少し言えないのですが、相談の基本としてはいるのではないかと思います。

　住宅の入居にしても、「障がいがあるからということで入居を拒否されるのだ」ということですね。何とか事業者に言って欲しいとか、家主に言って欲しいという前に「もう、ほかの所を探します」という形になるのですね。やはり、もう、そのほうが先ですから。「しかし、この問題を言っておいて欲しい」というようなことで、なかなかそこで対等な立場で事業者とそれからその障がいのある方との話し合いが十分できるかというとなかなかできないという状況がありますので、そのような立場の、置かれた立場の状況の違いというところを大切にしていく必要があるのではないかということを思いました。これが１点です。

　もう１点は、この相談事例、今年度の相談事例の検証を踏まえてまた次のガイドラインの事例の検討のところにつなぐ必要があると思います。保育所の場合は、ガイドラインでは、入所を断るというような形なのですけれどもね。保育所に行っていても十分に対応できないので、ほかの所を勧めるとか、退園を求めるとか、住んでいる所から退去を求めるとかいろいろな事例が出てくると思います。それをどのように整理すれば一つの物差しとしてのガイドラインでわかりやすいかということをガイドラインの検討につなぐことができればと思います。以上、２点です。

○会長　はい、ありがとうございます。ご要望ということでご意見を頂戴すればよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。私が合議体で相談員からの説明を受けている限りでは、申立人の説明が正しい、正しくない、適切である、適切でないにかかわらず、すべてとりあえず、丸ごと受け止めていただいて、相手の立場に立って少し整理をしていただく。特にある話、代弁機能のようなものをしっかり、公的な立場で意識をして、対応していただいているように思います。

　それでは、いかがでしょうか。事例についてはよろしいですか。はい。それでは、時間の関係もございますので、後半部分の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、事務局から改めて説明させていただきます。「質的調査手法を用いた差別解消の取組みの検証」についてご説明をさせていただきます。資料として１－１ですね。墨字版では３ページになります。点字版では８ページの下のほうからになります。

　今回の質的調査は、条例に定めた相談体制の基盤となる、市町村、相談員、合議体の機能と関係性について分析し、また、合議体の母体となる解消協の役割についても検討しております。方法といたしましては、条例運用状況に関するワーキング、広域支援相談員の出張情報交換会、市町村ワーキングの会議録をデータといたしまして分析を実施したということになります。細かいカテゴリーについては、説明を割愛させていただきますが、「結果・考察」の部分をご説明させていただきます。点字版では９ページの中程になります。まず、市町村と相談員の役割と関係についてです。相談員は、差別の個別事案に関する専門窓口であり、差別事案に関し専門的な助言や広域的な調整、市町村同士の関係構築を図る場の設定といった役割を担っております。府は、差別以外の相談、すなわち、相談者の生活上の支援や地域全体の啓発に関することなどについては対応が難しいため、そのような対応は市町村の役割としてつないでいく必要があると思います。

　次に、「相談員と合議体の役割と関係」について。合議体による助言・検証が広域支援相談員へのスーパーバイズ機能を果たし、相談員のスキルアップや、ひいては、市町村への助言につながっております。しかし、合議体だけで広域支援相談員や大阪府の課題をすべてクリアできるものではない。例えば、広域支援相談員が対応に困難を感じたときに合議体からいただく助言・検証だけで十分なのか、また、市町村支援の課題について対応できるのかなど合議体ですべての課題をカバーできるというものではなく、課題解決に当たっては合議体の枠組みを超えるものがあると考えられます。解消協の整理とも関連いたしますが、合議体が有する課題をどこが解決していくのか、その母体となる解消協で何ができるのか、内閣府の地域協議会に関するガイドラインも参考にしながら整理をしていくべきだと考えられます。

　まとめといたしまして、この質的調査により、市町村、相談員、合議体の果たしてきた役割や相談体制のしくみについて分析することで、評価される点と課題となる点が浮き彫りになりました。本文では、市町村、相談員、合議体の機能と関係性についてまず、さまざまな視点や立場で意見交換ができるネットワークが必要であるということ、それぞれが主体的に担うべき役割を果たしながら対話し合う関係構築が必要であるということ、そして、この分析で得られた評価できる点と課題となる点について整理して、それぞれの点についてどのように取組みを進めていくか議論する必要があると思われます。

　次に、「府内市町村に対する支援の取組み」について説明いたします。墨字版では４ページ目になります。点字版では１１ページの中ほどになります。市町村への後方支援や連携のため、市町村のニーズをキャッチし、関係構築を図ることが重要であり、そのために大阪府が市町村に向けて様々な取組みを実施しております。

　まず、「市町村ワーキング」です。差別解消に携わる市町村とともにワーキングを設置して、相談対応の実務的な手引きを作成。今年度は、その手引きに事例の追記などの内容の充実化を図り、また地域協議会に関する具体的な取組みについて情報交換を実施しております。

　次に、「出張情報交換会」の実施です。今年度は、圏域ごとに市町村にお集まりいただき、広域支援相談員がそれぞれの圏域に出向いて、研修や情報交換を行っております。市町村に対しまして、能動的に働きかけたり、市町村同士の交流の場を設けたりする支援が必要であると思われます。

　３つめに、「市町村ヒアリング」の実施になります。地域協議会の設置について、設置・未設置を問わず、市町村にヒアリングを行ない、各市町村が感じているメリットや課題を聞いております。地域協議会の設置にあたっては、効率的な運用や参画委員の確保が課題であるということ。また、設置後は、ネットワークとして活用しやすいというメリットがある反面、どのように有効に運用するかということが課題であるということが挙げられております。

　これらの取組みを通しまして、「市町村支援における課題」として、１つめになりますが、相談窓口の周知と相談事例のキャッチ力の向上が課題と考えております。そのため、本文には相談事例や対応ノウハウを蓄積し、個別事例の助言や実務資料の作成によって市町村支援を行う必要がある旨も記載しております。

　２つめに、「支援地域協議会について」、地域協議会の設置促進を図るとともに、設置後の運用につきましても大阪府が情報提供をすることが必要であるという旨を記載しております。本文には、設置・未設置それぞれに課題があることがわかるが、大阪府がその設置促進や運用を支援するために地域協議会のメリットを具体的に示すとともに、効率的な運用の工夫を情報提供すること、地域協議会の議題を具体的に提案していくことが必要である旨を記載いたしております。

　次に、「障がい理解に関する啓発の取組み」についてになります。点字版では１３ページになります。「大阪ふれあいキャンペーン」、「共に生きる障がい者展」、「心の輪を広げる体験作文」や「障がい者週間ポスター」、「駐車区画利用証制度」、「ヘルプマーク」、「心のバリアフリー推進事業」と、啓発冊子を紹介しております。

　今後の課題といたしまして、これまでの啓発事業を進める中で、事業者が障がい者差別に「気づく」ための研修や啓発が求められることを挙げております。本文には、これまでの事例の蓄積を活かし、また、昨年度の質的調査で挙がった紛争に至る要因に気づくような工夫が啓発事業には必要であるということを記載しております。また、啓発の取組みを進めるにあたりましては、公民連携や障がい福祉分野と他分野との連携による共生社会の実現が重要である旨も記載しております。

　まとめになります。点字資料は同じく１３ページになります。市町村、相談員、合議体、事業者それぞれの課題があるが、共通していえることとして大きく３点、挙げております。１つめといたしまして、障がい者差別に「気づく」力を身につけるということ。事業者に対して「気づき」を促すことが紛争防止や合理的配慮の提供につながり、「建設的対話」の文化を醸成していくということ。また、身近な相談窓口である市町村は、多種多様な問題が混在する相談の中から差別に気づくとともに、差別以外の相談についても適切な機関につなぐといった対応が求められます。２つめといたしまして、事例を通して、障がい者や事業者、多様な分野の関係機関が関わり合うということが障がい者差別への気づきや、障がい理解につながっていくこと。３つめといたしまして、公民連携や他分野との連携によってネットワークを広げることが重要であり、それが障がい者差別の未然防止や再発防止になる相談体制整備につながるものと思われるため、啓発と相談体制を両輪に、今後も工夫した取組みを推進していく旨を記載しております。

　これらによって、障がい者差別に関する周知や理解が進めば、相談事例の増加と複雑化・多様化が見込まれるため、市町村、広域支援相談員の対応力の向上が求められ、適切な解決のためにはさまざまな関係機関との連携が必要になります。さらに、広域支援相談員の相談事例の助言を担う合議体、その母体となる解消協議会の役割や責務についても検討が求められます。

　大阪府の役割として、障がい者差別の解消に向けては、差別への「気づき」、さまざまな関係機関とのネットワークの構築、その構成員が主体的な役割を果たすことが必要になります。今後も、啓発と相談体制の両輪で取組みの工夫を進めていくということでまとめております。

　以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。ただ今のご説明に対して、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

○委員　はい、すみません。

○会長　はい、委員、お願いいたします。

○委員　今のご説明に対して、質問は少し置いておきますが、事例３。資料１－２の中の、飲食店でのヘルパーに対する対応ですよね。少し内容がわからないのですが。いわゆる、ここの枠の中の内容ですね。大阪府障がい福祉企画課で協議のうち、「ヘルパーは人であることから」という文章がありますよね。市に対しては、修正した見解を伝えたという内容を具体的に知りたいのですが。

　というのは、補助犬の場合は入店拒否をすることは差別になりますよね。人であるからというように書いてあるのですが、少しそのあたり、あいまいになっているので詳しく教えていただきたいのですが。

○会長　はい。よろしいでしょうか。こちらは、市町村と大阪府との関係に関わる問題も含んでおりますので、少し事情をご説明いただけないでしょうか。

○事務局　はい。この事例につきましては、相談の冒頭に書いていますが、まず、市のほうで相談を受けていただいて、その市から大阪府に「どのように考えればよいのか」という問い合わせがあった事例ということになります。流れとしてはそのような流れになります。委員がおっしゃっていたように当初、大阪府では、「差別に当たるのではないか」ということで回答をさせていただいたのですが、ヘルパーは人であるということから、すぐに差別と

○委員　すみません。もう少し大きな声ではっきりとおっしゃっていただけますか。

○事務局　わかりました。最初は「差別に当たるのではないか」と回答をさせていただきましたが、再度、大阪府で「どのように考えればよいのか」ということを整理いたしました。そして、「どのように考えればよいのか」というところがわかりにくかったので、合議体のほうに挙げて検証をしていただいた事例になります。

　そして、「相談内容の分類と整理に関する助言」というところに書いておりますが、お店のルールとして「ヘルパーか否かに関わらず、頼まない客に対してワンオーダーをしてもらう方針としているならば、障がいを理由としている差別とは言い難いと思われる」というようなところ。簡単に言うと、盲導犬とヘルパーというものを同一に考えるということについてそのように考えたほうがよいのではないかというようなところになります。お店としては、悩んだ挙句にワンオーダーで譲歩するということにして、配慮を行ったのかもしれないという事案ということもございます。

　最終的には、「店側の対応に違法性があるとまではいわないが、ご本人さんの負担を考えると、「ヘルパーさんに事前に飲食してしまった場合には料金を支払ってもらうという約束をするという対応がよいのかもしれない」ということのご意見をいただいたという事例になっております。

○会長　委員、今の説明でわからない部分はございませんか。

○委員　つまり、結局は障がいがあるために介助がいる人がたくさん、おられますよね。そのような人が入ったらお店では注文をしないといけないという意味ですか。注文しないと入ることができない、そこのところが少しはっきりとわからないのですが。よくわからないのですが。

○事務局　そのヘルパーさんに注文を求めるのかどうかということについては、あくまでもお店のルールとしてどのようになっているのかということがまず、前提としてあるのだと思います。今のところ、すべての飲食店でヘルパーにもオーダーを求めるというようなルールがあるのかどうかということはわかりませんが、そのお店のルールがどのようになっているのかと。このバイキングのお店では、頼まない人には、バイキングまではたのまなくてもよいけれども「ワンオーダーだけでよろしいですよ」という。このお店が定食屋さんなどではなくてバイキングという形態のお店でしたから、どのように考えればよいのかというところが少し悩ましかったということになります。

○会長　はい。委員、よろしいですか。そのあとでまた。はい。どうぞ。

○委員　今の話ですが、私も「人であるから補助犬と同様の役割と考えることができず」ということについては少し意味がわからないところがあります。ヘルパーの方が介助のためについているわけですから、役割としては全く同じだと考えます。だから、必ず、ワンオーダーをしなければいけないということであれば同じように差別的取扱いであるというようには思います。

　だから、ヘルパーの方ももちろん、犬とは違うということはそうなのですが、もし、食事時であって介助をしながら自分も食べるということであれば、ヘルパーさんが食べた料理のお金については、ヘルパーさんは自分で出すということになると思います。別に障がいのある方が出さなければいけないということにはならないわけで。

　この場合でも例えば、飲み物を飲んだということであれば、当然、ヘルパーさんがその飲んだことに対してのお金を払うべきなのであって、それはそうなのですね。しかし、この店のしくみとして必ず、来店する人にはワンオーダーを頼まないといけないというこのしくみ自体がやはり問題だということになりますので、これはもう、明らかに差別的な取扱いだというように私は思いますが。以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。そのほか、ご意見ございますか。よろしいですか。はい。委員、お願いいたします。

○委員　いまのことと離れてよろしいのですね。

○会長　では委員、今ので議論は終えてよろしいですか。はい。では、コメントをお願いいたします。

○委員　確かに、お店が差別をしているかどうかというと、差別をしていると思います。これは何も書いていないのでどこまで話をしたか少し疑問になってご質問しただけです。このまま、障がいがあるために介助する人に対しても何かしないといけないというそのままですと、介助する人間と一緒に入ることができないというお店になってしまいます。そのようなところがおかしいと思って質問したわけです。

○会長　はい、ありがとうございます。そのほか、はい。別の案件でご意見をいただけますでしょうか。

○委員　府内の市町村に対する支援の取組みに関する部分なのですが、条例を作成する議論のときにも発言をさせていただいたのですが、あれから２年経過をしているわけですが、どうもこの市町村がどのような形でこの差別解消への取組みに関与しているかというかね、関係しているか少しまだよくわからない部分があるのではないだろうかと。今の意見も含めて市町村から広域支援相談員に相談を持って来られるということは、市町村がそのような問題に対しての機能をまだ持ち切れていないのかどうかという問題が少し気になるのです。

　例えば、市町村のまとめの中で「また作ると会議が増えるではないか」とか、「何をしてよいかわからない」とかいう発言もあったような記載も一部、ありましたが、そのあたりのところをどのように相談のあり方と併せてセッティングをしておくのか。だいたい、解消協でこのような議論が出た、合議体でこのような話をしたけれどもではどこへ、どのように返していけばよいかというときに市町村がどこに入るのかというようなことが少しまだ明確になっていないのではないかと思いましたので、少し発言をさせていただきました。

○会長　はい。合議体での検討内容がどのように市町村にフィードバックされているのかということと、市町村の相談機能及び地域協議会が機能しているのか、していないのか。条例施行から３年経っているけれどもその点はどうなのかというご質問だとは思いますが、いかがでしょう。

○事務局　合議体での議論をどのようにフィードバックしていくかということにつきましては今、まさにお示しをしているようにその、検証報告書という形でこの間、まとめさせていただいて、ご報告はさせていただいております。

　あと、市町村の体制などにつきましては、広域支援相談員が行っています、出張情報交換会などで事例の共有をしたり、相談体制について聞いたり、いろいろな情報の交換をしているところになります。

　また、今年度、資料１－１の墨字では４枚めになりますが、市町村ヒアリングを今年度行いまして、それぞれの市町村での地域協議会の設置や運用における課題などをヒントにして、今後、市町村ワーキングなども通じて、フィードバックをしていきたいと考えております。

○会長　はい、ありがとうございます。どうぞ。

○事務局　先ほど、このバイキングの事例で補助犬とヘルパーのところが少しよくわからないというご質問をいただいておりますが、この件の難しいところは、バイキングだったというところでして、補助犬であれば障がいのある方が行かれて、バイキングで例えば２人分取って渡すということはないと。補助犬の分まで料理を取って渡すということはないのですが、このケースの場合、介助者が人であったために、２人分料理を取ってヘルパーさんも１人分の料金で食べるということができる可能性があったというところで、事業者がせめてワンオーダーを求めたというところをどのように考えればよいのかというところが難しかったところでございます。そして、この件については、お店が仮に障がいの有無に関係なく、障がいのない方が例えば、２人で来られたときに「１人だけがバイキングをやります」という場合も「いえいえ。２人分料金をください」としている可能性もあります。例えばこの料理店が、小さい規模のお店で、椅子を２人分取って１人だけがバイキングを取るという可能性もあって、それは経営上、しんどいと。だから、障がいの有無に関係なく、「２人分の料金を払ってください」というルールをもし店側が持っていたとすれば、このケースに関しても障がいを理由とした差別ではないということで、差別といえるかどうか難しいという話になりました。仮にこの来られた方が障がいのある方であったために、もし、ヘルパーさんにも「料金をくれ」というようなことを言っていたとすればそれは差別に該当する可能性があるのではないかと思います。

　もし、このお店が障がいの有無に関係なく、料金を取るしくみであったとすれば「ワンオーダーだけでよいですよ」としたことは、もしかすると合理的配慮をしたのかもしれないというところで、どのように考えればよいかわからなくて、合議体にお諮りをしたという経緯がございました。

　あと、市町村にその合議体の議論をどのようにフィードバックしてるかという点につきましては、議論のまとめとして、合議体でどのような意見が出たかということを整理しまして、市町村にも議論のまとめをお送りして、共有しております。

○会長　はい。ありがとうございます。委員、ご発言ありますか。

○委員　はい。すみません。差別解消法に限りません。合理的配慮というものは、障がいのある人を優遇するための制度ではないのですね。このバイキングのときでも食事をするのに介助が必要なために２人いるわけで、そのために必要だからいるわけです。障がいのない人が２人来る場合と全く異なるということになります。だからそのような考え方というのは少しやはりおかしくて、障がいのある人とない人との差ということではなくて、この人が食事をするために必要なのでヘルパーさんがいるわけで、そのヘルパーさんにその人が取った食べ物を与えるということをそもそも発想する必要はないのですよ。全く。そのヘルパーさんが食べたのであれば、ヘルパーさんがお金を払えばよい話ですから。だから、そのようなことで考えるのは少し違うというようには思います。

○会長　はい、ありがとうございます。合議体での議論を出しますと、比較的スペースが小さな所で、お金を払わないで入って客が食べてしまったかどうか把握できるお店の環境であれば、おっしゃるとおりの対応をしたし、そのような対応をすることが望ましいと事業者の方もおっしゃっておられました。ただ、大きなフロアで個別に入って来られた方が食べたかどうかの把握が難しい場合があって、そのような場合はどのようにするかという話であったように思います。

　客として入店いただいており、そしてオーダーをしない客ということに対して、どのように対応をするのかということは、事業者側の裁量に任されているのか、委員のおっしゃったように結果として入ることができなくなるのではないか。あるいは、そのときにワンオーダーの負担が発生するではないかと。「それは機会の不平等なのだ」というように考えるかということは非常に難しい事案だったというように思っております。どう考えるかで判断が変わってくる事案であったかと思います。

　相談事案の中を振り返ってみますと、なかなか難しい事例があり、双方の事情を聞くと、部分的には事業者側の説明にも納得、正当な理由だとは言い切ることができないけれども納得したくなるような部分もあったりする。今回もそのような事例だったように思います。

　それでは、市町村の話が出ておりますが、市長会代表のオブザーバーの方に来ていただいておりますが、市町村との関係、あるいは、地域協議会の設置・運用の悩ましいところなどもし、ご発言いただくことができるのであればご意見を頂戴したいと思います。

○オブザーバー　はい。大阪府市長会の代表より一言ご説明させていただきます。後ほどまた、オブザーバーとしての一言もさせてもらうことができるわけですか。

○会長　はい。結構です。

○オブザーバー　ご存じのように平成２８年４月にこの障害者差別解消法が施行されました。それに向けてわれわれ市町村は、それぞれパンフレットを作らせてもらいました。今日、たまたま持ってきているのですが。このような１枚物のパンフレットでございます。引用を裏表にした１枚物でございます。これを平成２８年４月に向けて私どもは平成２８年３月に市民向けにパンフレットを作らせてもらいました。そして、平成２８年に差別解消に係る対応要領を作らせていただきました。

　対応要領というものは、ご存じかもしれませんが、人事課と障害福祉課で作らせていただきました。そして、作っただけではいけませんので、研修ですね。それを毎年、実施しております。市職員が対象ですが、まずは、新規採用職員に研修をしております。そしてもう一つは、管理職にも大切だと思いますので、新しく課長代理になった職員に研修をしております。毎年、これは続けております。さらに市民向け、そして事業者向けですね。こちらにも理解促進講演会を各１回。前・後期２回しております。

　いろいろな内容を相談いただきますが、件数は非常に少ないと思っております。市民、そして職員への周知がまだまだではないかと感じておりますので、今後も啓発を強化していきたいと考えております。

　そして、差別解消協議会ですが、今、議論をし、設置していきたいと考えております。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。そのほか、よろしいでしょうか。時間の関係もございますので、検証報告書に関しましては、このくらいにさせていただこうと思います。

　それでは、その他の議題ですが３件ありますが、時間の関係がありますので一括して説明いただいてご意見を頂戴したいと思います。お願いいたします。

○事務局　まず、資料２と資料３についてご説明をさせていただきたいと思います

　資料２「大阪府障がい者差別解消条例の運用状況について」をご覧いただきたいと思います。まず、墨字版、点字版ともに資料２の１ページをご覧いただきたいと思います。今年度は、条例附則における施行後３年を目途とした見直し検討規定を踏まえ、条例の運用状況を整理いたしました。整理に当たりましては、ワーキングを設置し、有識者や障がい者団体等からご意見を伺っております。論点としましては、条例に規定する車の両輪である相談体制と啓発になります。

　では、資料の構成をご説明させていただきます。資料２の４ページ（１）。点字版では９ページになります。まず、整理の仕方としまして、「３カ年の取組み状況と自己評価」。こちらは、平成２８年度条例施行後、３カ年の取組みについて検証報告書を踏まえ、大阪府として自己評価をしたものでございます。点字版では１０ページの下のほうになるのですが、「ワーキングの意見のポイント」と記載しております。こちらは、先ほど申し上げた第三者の有識者の方々等が入られたワーキングで出た意見の概要になります。かなり端的にまとめておりますので、詳細をご確認されたい場合は、墨字版でいきますと５ページ、点字版では１１ページの中段のほうに意見概要として詳細を載せておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思います。

　では、ここから内容のご説明をいたします。４ページをご覧いただきたいと思います。点字資料では１０ページの下のほうになります。ワーキングで出たご意見を中心にご説明させていただきます。

　まず、「（１）相談員の機能・役割」について、ワーキングで出た意見として、「市町村の相談体制の質を向上させるという相談員の役割と効果は大きい」、「事業者への制裁を設ける場合、合議体によるあっせんとの二層構造の意味合いが失われる」、「事業者の協力義務を条例で規定することも一つだが、条例第５条との整理が必用」といったご意見がございました。

　続きまして６ページ。点字版では１６ページになります。「（２）合議体の機能・役割」についてワーキングで出たご意見としまして、「合議体による助言や分析は、相談員の対応力向上につながっており、継続すべき」、「即時助言の手法としては、合議体の構成人数を減らし、機動的に開催する方法がある」、「専門家を非常勤雇用する場合、個人からの助言であり、透明性の確保や明確な責任の所在、合議体が有する助言機能との整理が課題である」といったご意見をいただきました。

　８ページをご覧ください。点字版では１９ページ下のほうになります。「（３）解消協の機能・役割」について出たご意見として、「支援地域協議会としては、合議体が助言・検証を行うことでその機能の一部を果たしている」。「現在の解消協は、取組みを主体的に行うネットワークとしては、十分に機能できていない。解消協委員が、地域で新たなネットワークや社会資源を開発する社会的な活動を展開できるよう、解消協のあり方検討が必要」。「合議体での課題や施策の方向性に関して、解消協で取り扱う会議運営を検討すべき」といったご意見がありました。

　１０ページをご覧ください。点字版では２６ページになります。「（４）府による市町村への助言等の機能・役割」についてです。「府の役割は、勉強会などの場を通じて、市町村に差別事案の気づきの視点や観点を示すことにある」。「府は、相談機能が有効な市町村の事例の周知や積極的な助言など具体的な働きかけを行うことが必要」というご意見がありました。

　１２ページをご覧ください。事業者における合理的配慮の提供についてご意見をいただきました。まず、「（１）事業者における法等の理解に向けた取組みの実施状況」としまして、「不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮についての本質的な理解には至っていない」というご意見がございました。

　１３ページをご覧いただきたいと思います。点字資料では３３ページになります。ここでは、あっせんの対象に努力義務である合理的配慮の不提供を加えることについてご意見をいただきました。「合理的配慮の提供が努力義務である以上、あっせん対象に加える実益はない」。あと、「法的義務とすることの是非を検討したほうがよい」というご意見がございました。

　１４ページ。点字版では３５ページの下のほうになります。「②合理的配慮の提供の義務化」についてもご意見をいただきました。まず、「ア　意義・効果」としましては、「事業者の合理的配慮の浸透度合いと、義務化の議論を結び付けて考えることは妥当か」。「法が権利条約を、条例が法を具体化していることを踏まえると、権利条約では合理的配慮の提供が義務であれば、条例でも義務化すべき」。「義務化によって、事業者の社会的責任が周知され、合理的配慮の提供に向けた体制整備や取組みが進むという点で社会的意義は大きい」といったご意見がありました。

　一方で、「事業者の過重な負担の免責があり、あっせんに司法権限がないため、義務化に期待するほどの法的効果はない」。「法改正があれば条例改正しやすく、義務化は法改正を踏まえた対応とするのも一つ」といったご意見もございました。

　１６ページをご覧ください。点字版では４２ページの中段になります。「イ　事業者に与える影響及びその内容」についてです。まず、「事業者に意見聴取しつつ、合理的配慮の浸透状況や事業者への社会的影響を踏まえて判断することが必要」。「過重な負担を求められない以上、法的義務、努力義務に違いはない」。「事業者には、合理的配慮の提供範囲や過重な負担の基準に関する不安や懸念の声があり、合理的配慮を誤解している節もある」といった意見がありました。

　１８ページ、点字版では４７ページになります。もし、義務化した場合に、合議体のしくみなどにどのように影響するかを整理したものです。「合議体構成員の資質向上や判断の安定化に向け、合議体のしくみの検討が必要」といったご意見がありました。

　１９ページ、点字版では５１ページになります。ここから啓発についてご意見をいただきました。まず、府民向けの啓発としまして、「連携について、市町村の好事例・課題などの把握や庁内各部局向けの視点が不足。民間事業者も含めて、現状の丁寧な整理と一層の推進が必要」、「府民の行動につながる施策が不足」といった現状に対するご意見をいただきました。

　２０ページをご覧ください。点字版では５４ページになります。「府民向け啓発の今後」としまして、「２０歳未満への啓発手法を検討し、将来の社会・経済活動の担い手に新しい価値観を」、「障がい者に対し、法により障がい者は権利を有していることを周知する啓発が必要」といった意見がありました。

　２２ページをご覧ください。最後に、「事業者向けの啓発」について。点字版では５９ページになります。「障がい者差別に気づく研修が必要」。「既存ツールの整理と行動につなげる啓発が必要」。といった意見がございました。

　次に、資料３をご覧いただきたいと思います。来年度の差別解消条例の施行状況の検討の進め方についてでございます。次年度は、解消協にて条例の運用状況の評価を行っていただき、条例改正の是非を検討いただきたいと考えております。

　条例評価の主な論点は、今年度のワーキングで行った論点と同じでございます。スケジュールとしまして、解消協を来年度は６回程度、開催を検討しております。年度末に開催する解消協において、ご議論いただいた条例の評価・改正の是非についてご報告をいただくことができればと考えています。資料２及び資料３の説明は以上でございます。

　続きまして、資料４と５の報告をさせていただきたいと思います。

　資料４をご覧いただきまして、こちらは来年度の予算案になります。現在、府議会に予算案として諮っているところでございますが、来年度も例年どおり相談員４名分の配置に係る予算と解消協・合議体の開催の予算。それから、点字資料では２ページになりますが、「心のバリアフリー推進事業」としまして、事業者の研修を支援するための事例を盛り込んだ教材を作成したいと考えております。

　最後に、参考資料についてでございます。こちらは、情報の提供という形になりますが、内閣府が「心のバリアフリーを学ぶアニメーション教材」を作成しております。こちらの教材は、内閣府のホームページでご覧いただくことができますが、おおむね中学生以上の人々を対象としておりまして、各種団体への研修等にも活用いただけるものと考えます。

　今後、委員の皆さまが所属される組織で啓発の取組みをされる際には、これらの教材も参考にしていただきたいと思い、本日、報告させていただきました。説明は以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございます。それでは、残された時間、主として最初にご報告いただいた資料２及び資料３の内容について委員の方からご意見・ご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

　来年度の進め方でも説明がありましたが、ここで紹介をさせていただいている論点を踏まえ、改めて委員の皆さま方からご検討いただいて、条例改正の是非及びその改正のポイント等について検討してまいりたいと思うのですが、これについて今日、配布させていただいた資料の中でご質問等があって、「ここはどのような意味なのか」とか、「私はこれについてこのように思っているが、どうか」とかご意見を頂戴できればと思います。

○委員　よろしいでしょうか。

○会長　はい。

○委員　私は、合理的配慮の事業者への義務ということに非常にこだわっているといいますか。これは、条例とか法律を家族会でいろいろと議論しますと、要するに「事業者は義務ではないのだね。何か外されているのではないだろうか」というような、「合理的配慮という素晴らしい考え方が盛り込まれているのだけれども、これは努力義務だよ」と言ったとたんに「何かそれはあまり関係ないものだ」というようにとらえられる。そのような恐れがあるのではないかと思っています。

　それで、これを義務化することに賛成と考えている理由は、やはり、事業者の方もこれについていろいろな研修などをやっておられますが、その中でやはり、「合理的配慮というといったい、何なのだろう」ですとか、「過重な負担とは何だろう」とか、それから、そのような事柄について議論をするということがこの条例とか差別解消法を理解して進めていくことの役に立つといいますか、そのような観点で是非、事業者においても義務化ということを、そのような方向を検討していただきたいと思っています。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。委員に限らず、当事者代表の委員の方々からは同様な意見をこの間、いただいているところです。おそらく、４月以降にこの協議会においても同様の意見が出てくると思いますが、いかがでしょう。

○委員　はい。

○会長　はい、委員、お願いします。

○委員　この事業者の合理的配慮を条例の上で義務化するかどうかは、この条例ができるときにも、いろいろと議論があったのだろうと記憶しております。

　これ、３年経つわけですから、合理的配慮については、地方公共団体はもうすでに義務化なのですよね。だから、どのような事例があって、どのような内容のことが起こり、そしてそれに対してその地方公共団体なり、現在、義務化の立場の所がどのように対応したのか。そのあたりの情報が全くよくわからないのですよ。そのようなものをやはり、今後の議論の中で出していっていただいて、事業者が義務化の議論をする際の一つの検討内容として知っておいておかないといけないのではないかと思ったりもしているところです。

　それともう一方は、この障害者差別解消法そのものも３年を目途にした議論というものは、国で行われるのでしたか。そうですよね。やはり、そこでの議論がどのようになっていくのかというところも慎重に見ながらそのあたりも併せて議論していくべきではないかと思います。以上です。

○会長　はい。ただ今のご意見について事務局よりご回答をいただけますか。

○事務局　まず、行政機関はもう、義務化されておりまして、事業者に対しては他府県では努力義務の条例と法的義務の条例とございますので、他府県の状況については…。

○委員　だから、その２つですよ。義務化は当然ながら、他府県の条例では、事業者が義務化の場合もあるということは存じ上げておりますが、それがどのような状況になっているのかということが一つと、それと、大阪でも地方公共団体等々は、府庁もそうではないですか。義務化ではないですか。どのようなことがあって、どのようなことでどのように対応していけば問題がなくなっていったのか。そのような事例をやはりきちんと皆が共有すべきだということです。

○事務局　まず、大阪府庁内は当然、義務でありまして、大阪府庁内では各部局で対応要領という形で対応しておりますが、障がい福祉企画課で把握している事例等がございましたらまた、共有させていただきたいと思います。他府県さんの事業者での状況についても来年度少し、整理をしていきたいと思っております。

○会長　国の動きはどのようになっていますか。

○事務局　国の動きでございますね。国のほうは１月から障害者政策委員会が始まっております。今、国のほうでも２回委員会が開催されておりますが、一応、国のほうでは国連による権利条約の状況把握というものが始まってまいりますので、おそらくそれが２０２０年の春くらいだろうという状況で、差別解消法もその権利条約での整理とおそらくセットになってくるかと思います。ただ、今の段階で、国の資料上では、差別解消法の見直しのスケジュールというものは、具体的には示されていない状況ですから、またそこは状況がわかり次第、ご報告させていただきたいと思います。

○会長　はい。私も内閣府の障害者施策委員会の委員を、拝命をさせていただいて、差別解消法の見直しはやるということでスケジュールに挙がっておりますので、国のほうでも法改正を睨んだ検討がされるというように思っています。前回、２月の委員会でも義務化の話が出まして、委員長は「この国連に対して努力義務というものをどのような形で説明すればよいのかよくわからない」とおっしゃって、ニュアンスは、「法的義務だというように説明をしたいが、なかなか努力義務ということの説明の仕方が難しい」とおっしゃっておられて、改正課題の一つだという位置づけをされているのではないかという印象を受けました。

　ただ、先ほどもありましたように国連の監視に対して報告をしなければならない状況ですから、まず、その作業を先にさせていただいて、その中での議論も踏まえて差別解消法改正の議論を進めていくという段取りにあるようです。

　だから、悩ましいのは、それに先駆けて条例を改正するのか、法改正の議論を踏まえて条例改正を検討していくのかというところが少し大阪府の条例改正の裁量の中でも悩ましいところだと思っています。

　はい。そのほか、いかがでしょうか。はい、委員、お願いいたします。

○委員　はい。単純な質問になるか、あるいは難しい質問になるか私では判断できないのですが、一つは、障がい理解に関する啓発の取組みのところの「ヘルプマークの周知・普及」の件ですね。すべての問題、障がい者問題について、社会はほとんど無視というか、関心がないに等しいということが現状です。そして、このヘルプマークについても、確かに電車の中には貼紙はしてあります。ところが、現実にヘルプマークを使用している内部障がいの方から「電車に乗っても健常者、若い子でも着席をして、もう、その人がそのようなものを付けているとか付けていないとかそのようなものは一切見ずにもうスマホ（スマートフォン）ばかりで自分たちは外見では障がい者ということがわかってもらえないので、結構長い間、立っていることや辛い思いをすることがある」と。「このようなことはどのように対応してもらえるのか」というお尋ねがあるのですけれどもね。

だから、行政として、あるいは、どこかの機関かが指導としてそのようなヘルプマークを付けている人に対する電車の中等での説明ですか。そのようなことが一切ありませんので、だからといって本人からその周りの人に言い出すことができないということが言われておりましたので、このような件について社会に何らかの形でやはり啓発をして、そのような人のヘルプをできる体制を作っていただきたいということが１点と、もう一つは、これは大幅に解釈をして、周知・普及というところで、無理矢理くっ付けたいのですが、エスカレーターの問題について。今は、エスカレーターについては、国及び大阪でもテレビ放送もあったり、新聞の記事にもなったりしてこのエスカレーターの乗り降りについての指摘があるということは事実なのですが、しかし、まだまだ社会にはなかなか浸透はしておりません。このエスカレーター問題については、昨年の５月１８日にエスカレーターの歩行禁止の徹底について大阪府知事に対して要望書が提出されているわけですが、そのような関係もあり、ほかの団体からもこの件については、運動があり、エスカレーター問題がかなりクローズアップされていることがあるのですが、まだまだ全体の社会からすると、このような問題については、２０％（パーセント）余りしかもう、理解がされていないという報告もあります。

　東京・大阪では、エスカレーターで急ぐ人のために東京では右側、大阪では左側の片側を空けることが一つのマナーとして定着をしているのですが、障がい者や杖を使っておられる方とか子ども連れで手をつないで利用されている方とかのために健常者の方に、エスカレーターの利用にあたって何とか配慮をお願いしたいと思うのですが、とにかくこのような方が手をつないだり、２列に並んで乗る必要のある方が片側を空けて、乗るまでは２人で並んで来るのですね。エスカレーターに乗った途端に片側を空けて１列に並んで利用されているということが頻繁に見られます。消費者庁によると、東京消防庁管内では、３年間で  
４，０００人近い人が転落や転倒で救急搬送されている現実があるということがいわれています。日本エレベーター協会によると、そもそもエスカレーターは、歩いて利用することは想定しておらず、歩いたり走ったりできる構造になっていないので、エスカレーターは両側に立ち止まって乗ったほうが輸送効率も上がるし、安全が確保できるということがいわれております。大阪府においてもこのエスカレーター上の歩行禁止を徹底して、エスカレーターは、２列で並んで乗るように利用者に伝えていただきたいと思いますし、一番よいのは、エスカレーター上は歩行禁止を条例等で規制するなり、とにかくエスカレーターを利用する人は、一人一人が意識をして２列に並んで乗ってもらうという方法を普及してもらいたいと思いますので、今後、何らかの形で大阪府においてもそのような社会での指導等をお願いしたいと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。大変、貴重なご意見を承らせていただきます。

　それでは、時間にもなりましたので、最後にオブザーバーの方から簡単な範囲で結構ですからお１人ずつコメントを頂戴できればと思います。

○オブザーバー　はい。平素より委員の皆さま方には市町村行政の推進、とりわけ障がい福祉行政の推進に多大なるお力添えを賜りましてありがとうございます。この場をお借りしまして厚く、感謝の気持ちを申し上げます。

市の人口は約２３万人強です。そして、手帳の所持者ですが、身障（身体障害者手帳）、精神（精神障害者保健福祉手帳）、療育（療育手帳）を合わせますと約１万４，０００人おられます。１万４，０００人の手帳所持者がいる中で、相談件数ですが、一桁です。非常に少ないというのはそのような理由からでございます。やはりこれは、職員もそうですが、当事者にも市民にも更なる啓発を進めてまいりたいと考えております。

　主な内容ですが、これは前回も話をしたかもしれませんが、視覚障がい者の方の行事の参加ですとか、あと、聴覚障がい者の方が市主催の研修会や講演会の申込の際にファックスがなかったとか、そのようなことがございました。われわれ障害福祉課ですから、障害福祉課から関係各課に相談の上、合理的配慮がされるように対応しております。

　関連する話なのですが、この平成３１年４月から手話言語条例を施行することにいたしました。今、大阪府は４３市町村あるのですが、９番目の施行となります。条例を施行しましたら、これまでもしているのですが、今後はもっともっと手話研修を職員向け、そして市民向けに企画をしていきたいと考えております。さらに、手話啓発のイベントですね。最近はダンスですとか、コントですとか、そのようなパフォーマンスをする方もいると聞いております。そのような方々も呼びまして、多くの市民の方に手話に慣れ親しんでもらうという計画もしております。

　最後に、市の情報提供ですね。合理的配慮の１例を申し上げます。例えば、視覚障がい者の人に対しては、点字で郵送するとか、そして、色覚障がい者の方にはホームページの背景色の変更とか文字の拡大。これはもう、ほとんどの市町村が対応していると思いますが、そのような合理的配慮もしております。今後とも障がいの特性に応じた配慮に努めてまいりたいと思いますので今後とも、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○オブザーバー　はい。皆さん、こんにちは。日頃は、国土交通行政にいろいろとご指導いただきましてありがとうございます。私のほうから報告ということですが、まず、本日、協議会に参加させていただきまして、資料ですね。１－２の報告の中でもございます、８ページにございますが、分野ごとの相談内容の類型というところで、非常に残念でございますが、公共交通機関における相談というものがかなりウエイトを占めておると。これは、これまでに限ったことではなく、例年かなり、相談の件数があると認識をしておりまして、交通分野の行政に携わる部門といたしましては、できるだけ解消していきたいと思っております。

　その中で、やはりこの差別解消法に関わる関係で、公共交通はやはりハード面もございますが、ドライバーとのコミュニケーションがその場でうまく取ることができずに相談に至ったというケースもあろうかと思います。その中で実は、昨年の５月ですが、公共交通事業者に向けた接遇ガイドラインというものを国土交通省で制定した次第であります。そのガイドラインもありますが、それに今度は基づきまして、今度は接遇の研修というものをどのようにしていこうかという形のプログラム作成の検討会を始めまして、今年度、この３月末に研修のプログラムというものが出ると伺っております。ガイドラインもございますが、その研修プログラム等々を活用しまして、公共交通事業者が接遇で研修を行って少しでもコミュニケーションを取っていただくということを目標にいたしまして引き続き、国土交通省としても進めてまいりたいと思いますので引き続き、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。以上で終了いたします。

○会長　はい、ありがとうございます。最後になります。お願いいたします。

○オブザーバー　はい。平素は人権擁護に関しまして、ご尽力いただきまして誠にありがとうございます。本日は、いろいろとお話を聞かせていただいて、まさしく事例のところなどでは、少しいろいろとご意見も出ていましたが、やはりなかなかここでは表現しきれなかったようなこの個別事案といいますか、そのあたりもあろうかと思います。

　私どものほうでも被害救済といいますか、障がいのある方からもいろいろとご相談をいただいて、相手方にあたったりということが数多くありまして、それぞれなかなか個別の問題がございますので、非常に判断に苦慮する場面も多くございます。

　その中でも今日も冒頭、委員からもありましたが、やはり、寄り添った対応といいますか、そのような弱い立場といいますか、そのような方に寄り添って、そしてなおかつ、中立公正を維持しながらというところが非常に重要なのではないかと思っております。

　あとやはり、この知識的な部分も重要で、こちらのこの質的調査ですかね。あのあたりもありましたが、まさに相談員の対応例を挙げていかないとなかなか複雑に多様化していく問題に対応できないのではないかと感じております。

　実は、私どものほうでも企業研修の講師の派遣依頼が非常に急増しておりまして、今年度は昨年度の倍以上。３倍くらいの企業研修の依頼が来ております。だから、なかなかこの差別解消法の関係でも、ご周知が十分に進んでいないところではあるのですが、企業もそのような意識を非常に持っているところも増えてきているのではないかと私どものほうとしては実感しておりますので、そのあたり、プラス材料としてとらえて今後の活動に生かしていきたいと思っております。また、今後ともご協力のほう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○会長　はい、ありがとうございます。

　それでは、時間の関係があって十分な説明ができませんでしたが、今年は１件、あっせんの申立がございました。それについての細かな報告もさせていただこうと思っておりましたが、次回、年度を超えて改めてご紹介させていただきたいと思います。合議体によるあっせんの役割・機能・手続きにも関わる示唆的な案件でしたから、この場で是非、事例を共有させていただきたいと思っておりますが、今回は、十分な時間を取ることができないので、次回に回させていただこうと思います。

　それでは、本日の議事をすべて終了いたしました。事務局に議事をお返しいたします。皆さま、長時間誠にありがとうございました。

○事務局　それでは、これにて第７回大阪府障がい者差別解消協議会を閉会いたします。本日は、終了時間を過ぎまして申し訳ございません。ご議論いただきましてありがとうございました。皆さま、お忘れ物がございませんようお気をつけてお帰り下さいませ。本日はありがとうございました。

（終了）